

機能強化加算に係る院内掲示

当院は「かかりつけ医」として
次のような取り組みをおこなっています

- 必要に応じ適切な医療機関（専門の医師・医療機関）への紹介をおこなっています。
- 他の医療機関と当院で処方されている薬について確認し、診察や必要な服薬指導をおこなっています。
- 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。
- 介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
- 夜間、休日の問い合わせについて情報提供いたします。

※厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページでかかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。

2025年1月1日